

○宇都宮市営駐車場条例

昭和46年3月25日

条例第9号

改正 昭和49年3月第7号

昭和50年3月第7号

昭和51年3月第36号

昭和54年3月第4号

昭和56年3月第18号

昭和57年3月第17号

昭和58年3月第12号

昭和58年12月第33号

昭和59年3月第6号

昭和59年6月第28号

昭和59年9月第37号

昭和63年9月第33号

平成3年3月第19号

平成3年12月第41号

平成4年6月第43号

平成5年9月第33号

平成5年12月第38号

平成7年3月第2号

平成7年6月第28号

平成7年12月第36号

平成9年3月第4号

平成9年9月第35号

平成11年3月第14号

平成11年12月第31号

平成13年6月第24号

平成15年12月第38号

平成16年3月第17号

平成16年12月第37号

平成17年3月第19号
 平成17年6月第47号
 (題名改称)
 平成20年3月第21号
 平成20年9月第44号
 平成20年12月第55号
 平成22年12月第44号
 平成26年3月第2号
 令和元年7月第2号
 令和3年7月第26号
 令和5年10月第30号

(設置)

第1条 市は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号の規定に基づき、次のとおり路外駐車場を設置する。

名称	位置
宇都宮市営駅西駐車場	宇都宮市川向町632番地5
宇都宮市営中央駐車場	宇都宮市宮園町8番4号
宇都宮市営相生駐車場	宇都宮市馬場通り3丁目3番1号
宇都宮市営多気山駐車場	宇都宮市田下町744番地1
宇都宮市営古賀志山南登山道駐車場	宇都宮市古賀志町1839番地1

2 市は、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第6号の規定に基づき、次のとおり道路の附属物である自動車駐車場を設置する。

名称	位置
宇都宮市営雀宮駅東口駐車場	宇都宮市雀宮町43番地

(昭56条例18・全改, 昭58条例12・昭58条例33・昭59条例37・昭63条例33・平3条例19・平5条例33・平9条例35・平16条例17・平17条例19・平20条例21・平22条例44・令3条例26・令5条例30・一部改正)

(供用時間)

第2条 前条第1項の路外駐車場及び同条第2項の自動車駐車場(以下これらを「駐車場」という。)の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

(昭51条例36・全改,平22条例44・一部改正,令3条例26・令5条例30・一部改正)

(駐車場を利用することができる自動車)

第3条 駐車場を利用することができる自動車は,道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に定める普通自動車,小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)とする。

(昭51条例36・一部改正)

(駐車料金)

第4条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は,別表第1から別表第4までに定める駐車料金を納付しなければならない。ただし,バス及びタクシーで,市長が駐車場使用の承認をしたものに係る駐車料金は,別表第1のとおりとする。

2 駐車料金は,利用者が駐車場から出車する際に納付するものとする。ただし,宇都宮市営中央駐車場及び宇都宮市営相生駐車場の利用者が市長の指定する駐車証を持参した場合における駐車料金,利用者が市長の指定する押印がなされた駐車券を提出した場合における駐車料金並びに駐車場使用の承認を受けたバス及びタクシーに係る駐車料金の納付方法については,市長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず,利用者が宇都宮市営多気山駐車場及び宇都宮市営古賀志山南登山道駐車場を利用する場合は,駐車料金を徴収しない。

(昭50条例7・昭51条例36・昭59条例28・昭59条例37・昭63条例33・平3条例41・平4条例43・平5条例33・平9条例4・平9条例35・平11条例14・平11条例31・平16条例17・平16条例37・平20条例21・平20条例55・平22条例44・令5条例30・一部改正)

(回数券及び定期券)

第5条 市長は,利用者の利便を図るため,回数駐車券(以下「回数券」という。)及び定期駐車券(以下「定期券」という。)を発行することができる。

2 回数券の料金は,券面額の総額の100分の80以上の額とする。

3 定期券は,別表第5左欄に掲げる駐車場について,同表右欄に定める金額の範囲内で発行するものとする。

4 利用者は,回数券又は定期券の料金をその発行を受けた際納付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか,回数券及び定期券の発行について必要な事項は,規則で定める。

(平3条例41・全改, 平20条例55・平22条例44・一部改正)

(駐車料金の不還付)

第6条 既納の駐車料金は, 還付しない。

(昭50条例7・一部改正)

(駐車拒否)

第7条 市長は, 次の各号の一に該当する場合には, 駐車場における駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設等をき損し, 又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか, 駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第8条 利用者は, 次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設等をき損し, 又は汚損すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか, 駐車場の管理上支障をきたすおそれのある行為

(駐車料金の減免)

第9条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させる場合には, 駐車料金を免除する。国又は地方公共団体の職員が, 公務のために使用する自動車で当該国又は地方公共団体の所有に属するものを駐車させる場合も, 同様とする。

2 前項の場合のほか, 市長が特別な理由があると認めるときは, 駐車料金の全部又は一部を免除することができる。

(昭51条例36・平3条例19・一部改正)

(供用の休止)

第10条 市長は, 駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは, 駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 市長は, 前項の規定により駐車場の全部若しくは一部の供用を休止しようとするとき又は休止している駐車場の全部若しくは一部の供用を開始しようとするときは, その旨を駐車場に掲示する。

(損害賠償)

第11条 利用者が駐車場の施設等をき損し, 又は汚損したときは, その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、駐車場の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。

(平17条例47・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 前条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 駐車場の利用及び駐車拒否に関する業務
- (2) 駐車場の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第7条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17条例47・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例、この条例の施行規則及び駐車場の管理に関する協定の定めるところに従い、適正に駐車場の管理を行わなければならない。

(平17条例47・追加、平20条例55・一部改正)

(利用料金)

第15条 指定管理者は、宇都宮市宮雀宮駅東口駐車場の駐車料金を徴する場合を除き、第4条第1項の駐車料金（バス及びタクシーの駐車料金を除く。）、第5条第2項の回数券の料金及び同条第3項の定期券の料金を利用料金として、自己の収入とするものとする。

2 指定管理者は、市長が付する条件に従い、別に前項の料金の金額を定めることができる。

3 前項の場合において、指定管理者が別に定める金額は、別表第1から別表第3までにあつてはそれぞれの各項に基づいて算出される1日1台当たりの収入の額を超えない範囲内で、時間の単位を設定し、別表第5にあつては各項に基づいて算出される1箇月1台当たりの収入の額を超えない範囲内で、月の単位を設定して定めるものとする。

4 指定管理者は、前2項の規定により別に金額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

5 市長は、第2項及び第3項の規定により別に定めようとする金額が近隣に駐車場を設置する事業者（駐車場の管理を業とする者をいう。）の業務の適正な運営に支障を及ぼさず、

かつ、第13条第1項の業務の適正な運営に要する費用に照らし妥当なものとするときは、前項の承認を与えるものとする。

6 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、速やかにその金額を公表しなければならない。

(平20条例55・追加, 平22条例44・一部改正)

(罰則)

第16条 詐偽その他不正の行為により、駐車料金の徴収を免れた利用者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(平17条例47・旧第13条繰下, 平20条例55・旧第15条繰下)

第17条 第8条の規定に違反した者に対しては、50,000円以下の過料に処する。

(平7条例2・一部改正, 平17条例47・旧第14条繰下, 平20条例55・旧第16条繰下)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平17条例47・旧第15条繰下, 平20条例55・旧第17条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年4月6日から施行する。

(宇都宮市宮埜田駐車場条例の廃止)

2 宇都宮市宮埜田駐車場条例(昭和43年条例第26号)は、廃止する。

(埜田駐車場に関する経過規定)

3 この条例施行の際現に埜田駐車場を駐車している自動車は、この条例の規定により当該駐車場に入車したものとみなす。

附 則(昭和49年3月27日条例第7号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月24日条例第7号)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

2 改正前の宇都宮市宮埜田駐車場設置、管理及び使用料条例第4条第2項の規定により発行されている埜田駐車場の回数駐車券は、当分の間、当該駐車場の利用に使用することができる。

附 則(昭和51年3月31日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月17日条例第4号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月24日条例第18号）

この条例中宇都宮市営埴田駐車場に係る改正規定は公布の日から、宇都宮市営駅東駐車場に係る改正規定は規則で定める日から施行する。

（昭和56年規則第33号で第1条の改正規定中宇都宮市営駅東駐車場に係る部分及び別表の改正規定中宇都宮市営駅東駐車場のタクシーの項に係る部分は昭和56年4月1日から施行）

（昭和56年規則第47号で第12条の改正規定中宇都宮市営駅東駐車場に係る部分及び別表の改正規定中宇都宮市営駅東駐車場の普通自動車、小型自動車及び軽自動車の項並びにバスの項に係る部分は昭和56年6月20日から施行）

附 則（昭和57年3月24日条例第17号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月23日条例第12号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月23日条例第33号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和59年規則第3号で昭和59年2月10日から施行）

附 則（昭和59年3月21日条例第6号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月27日条例第28号）

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月20日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月21日条例第33号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和63年規則第48号で昭和63年12月27日から施行）

附 則（平成3年3月16日条例第19号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成 3 年 12 月 20 日 条例第 41 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例に規定する駐車場のうち次の各号に掲げる駐車場に駐車している自動車に係る当該各号に定める日時までの駐車料金については、なお従前の例による。

(1) 宇都宮市営駅東駐車場及び宇都宮市営駅西駐車場 施行日の午前 7 時

(2) 宇都宮市営中央駐車場 施行日の午前 8 時

附 則（平成 4 年 6 月 23 日 条例第 43 号）

この条例は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 9 月 28 日 条例第 33 号）

この条例は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 22 日 条例第 38 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に宇都宮市営駅東駐車場及び宇都宮市営駅西第 1 駐車場に駐車している自動車に係るこの条例の施行の日の午前 7 時までの駐車料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 3 月 20 日 条例第 2 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 6 月 22 日 条例第 28 号）

この条例は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 19 日 条例第 36 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 24 日 条例第 4 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例に規定する駐車場のうち次の各号に掲げる駐車場に駐車している自動車に係る当該各号に定める日時までの駐車料金については、なお従前の例による。

(1) 宇都宮市営駅東駐車場 施行日の午前7時

(2) 宇都宮市営中央駐車場 施行日の午前8時

附 則 (平成9年9月29日条例第35号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月23日条例第14号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月17日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例に規定する駐車場のうち次の各号に掲げる駐車場に駐車している自動車に係る当該各号に定める日時までの駐車料金については、なお従前の例による。

(1) 宇都宮市営駅東駐車場 施行日の午前7時

(2) 宇都宮市営相生駐車場 施行日の午前9時

附 則 (平成13年6月22日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後に、改正後の別表第1の規定による利用(以下「新たな利用」という。)に供することができない宇都宮市営駅東駐車場の施設がある場合において、当該施設における普通自動車、小型自動車及び軽自動車(以下「自動車」という。)に関する営業時間及び駐車料金については、改正後の宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例の規定にかかわらず、当該新たな利用に供することができるまでの間、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行による新たな利用の開始の際、現に宇都宮市営駅東駐車場の当該利用に供する施設に駐車している自動車に係る当該利用の開始の日の午前7時までの駐車料金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月19日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第7条の規定による改正後の宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例の規定は、この条例の施行の前に入庫した普通自動車、小型自動車及び軽自動車にあつては、同条の規定による改正前の宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例に規定する料金の一の算出区分に係る時間が同日以後最初に満了した時から適用する。

附 則（平成16年3月25日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第37号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第19号）

この条例は、平成17年3月26日から施行する。

附 則（平成17年6月24日条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第12条の規定により管理を委託している市営駐車場の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行の日から起算して3年を経過する日（同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定に係る期間の初日の前日）までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月25日条例第21号）抄

改正 平成20年9月25日条例第44号

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成20年11月1

日から施行する。

(平20条例44・一部改正)

附 則 (平成20年9月25日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日条例第55号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月21日条例第44号)

この条例は、平成23年3月26日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第2号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 第14条の規定による改正後の宇都宮市営駐車場条例の規定は、この条例の施行の前日に入庫した普通自動車、小型自動車及び軽自動車にあつては、同条の規定による改正前の宇都宮市営駐車場条例に規定する駐車料金の一の算出区分に係る時間が同日以後最初に満了した時から適用する。

附 則 (令和元年7月3日条例第2号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

3 第13条の規定による改正後の宇都宮市営駐車場条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に入庫した普通自動車、小型自動車及び軽自動車にあつては、同条の規定による改正前の宇都宮市営駐車場条例に規定する駐車料金の一の算出区分に係る時間が施行日以後最初に満了した時から適用する。

附 則 (令和3年7月1日条例第26号)

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月2日条例第30号)

この条例は、令和5年11月20日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(平15条例38・全改, 平16条例37・平17条例19・一部改正, 平20条例21・旧別表第2繰上, 平26条例2・令元条例2・一部改正)

宇都宮市営駅西駐車場

自動車の種類	駐車料金
1 普通自動車, 小型自動車又は軽自動車	午前7時から午後10時まで 20分につき100円
	午後10時から翌日の午前7時まで 1時間につき100円
2 バス	1箇月 5,500円
3 タクシー	1箇月 2,750円

備考 20分以内に出庫した場合に限り, その駐車料金は徴しない(バス及びタクシーを除く。)

別表第2 (第4条関係)

(平15条例38・全改, 平20条例21・旧別表第3繰上, 平20条例55・一部改正)

宇都宮市営中央駐車場

自動車の種類	駐車料金
普通自動車, 小型自動車又は軽自動車	午前8時から午後10時まで 20分につき100円
	午後10時から翌日の午前8時まで 1時間につき100円

別表第3 (第4条関係)

(平15条例38・全改, 平20条例21・旧別表第4繰上, 平20条例55・一部改正)

宇都宮市営相生駐車場

自動車の種類	駐車料金
普通自動車, 小型自動車又は軽自動車	午前9時から午後10時まで 20分につき100円
	午後10時から翌日の午前9時まで 1時間につき100円

備考 規則で定める時間は, 入庫及び出庫することができない。

別表第4 (第4条関係)

(平22条例44・追加, 平26条例2・一部改正)

宇都宮市営雀宮駅東口駐車場

自動車の種類	駐車料金
普通自動車, 小型自動車又は軽自動車	駐車時間が2時間以内の場合 30分につき100円
	駐車時間が2時間を超える場合 1日につき510円

備考 30分以内に出庫した場合に限り, その駐車料金は徴しない。

別表第5 (第5条関係)

(平20条例55・追加, 平22条例44・旧別表第4繰下, 平26条例2・令元条例2・一

部改正)

駐車場	定期駐車料金
宇都宮市営中央駐車場	1箇月 41,900円
宇都宮市営相生駐車場	1箇月 41,900円